

平成 18 年度

沼津工業高等専門学校動物実験委員会

報告書

○今年度の主な活動

1) 第1回動物実験委員会

1. 実施日時：平成18年5月17日（水）16:00～ 2階小会議室

2. 会議参加者（順不同）：

以上8名

3. 議事：

(1) 委員長の選出

委員会規則第4条に基づき、委員の互選により [] が選出された。

(2) 委員長による委員長代行の指名

委員会規則第4条に基づき、委員長代行は [] が指名された。

(3) 委員会規則および活動の内容確認

委員会の目的が、動物実験における適切な指針の策定と運用であることを確認した。昨年度まで、適切に動物実験が行われており、特に問題は生じていないことを確認した。今年度も、委員長が実験実施者から現状報告を受け、特に検討課題がないと委員長が判断した場合には、その実施報告を各委員に回覧して、実施内容についての承認を得ることとした。検討課題が生じた場合には、委員長は必要に応じて委員会（主にネット会議）を開いて討議することとした。

また、次期委員会のメンバーについては、当該年度の委員長が委員の意見を参考にして校長に推薦することです承された。

(4) 配布資料の委員会規則及び実験指針の改定について

会議で配布された委員会規則及び実験指針について、法人化等に伴う文言の変更を行うことの確認が総務係長よりあった。例) 教官→教員、技官→技術職員、庶務課→総務課、など

(5) 今後の主な検討事項

a) 動物飼育設備について

外部環境への配慮と、飼育動物の飼育環境および飼育者の作業環境確保のために、動物飼育設備について、今後も継続的に以下の件について検討する必要があることが確認された。

- ・校内の安全衛生管理及び外部環境への配慮の面から、動物飼育室内の排気口にフィルターを設置することの必要性と可能性について検討する。ただし、現状では、換気扇の出力が小さいため除菌フィルターのような目の細かいフィルターは使用できない点が問題である。

- ・動物実験が、動物福祉等の観点から適正に行われていることを確認するため、本委員会

が倫理委員会の機能を兼ねる。動物実験の法律や倫理規程に抵触する可能性のある実験については、事前に本委員会に実施の承諾を得るものとする。そのため、動物飼育と動物実験に関連する法律、動物実験に関する倫理規程、当局からの通達の情報を、各委員が必要に応じて閲覧できる環境として委員会のホームページを整備することとする。

・現在実施している安楽死法であるジエチルエーテルによる麻酔は、本薬品が高い引火性を持つため、あまり好ましくない。今後、炭酸ガスによる安楽死法を検討する必要がある。

・動物飼育室にある非常用の空調設備を動かすためのガソリン発電機は用意できていないが、非常の場合には本校常備の災害用発電機を借用することで対応することとする。

以上

総務課長

議題：4. 平成 18 年度自己点検報告書の作成

平成 18 年度自己点検報告書(本書類)を作成し、その内容について委員の了承を得た。

以上

付録

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等に関する説明会・報告書

平成 18 年 10 月 8 日

沼津高専動物実験委員会委員長 XXXXXXXXXX

1. 日時・場所：平成 18 年 10 月 4 日（水）13:00 より 東京大学

2. 議題

- 1) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正
- 2) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 3) 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針
- 4) 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン
- 5) 機関内規定の策定について
- 6) その他：遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

3. 説明内容（骨子）

環境省「動物の愛護及び管理に関する法律」平成 17 年 6 月改正

基本方針：“実験動物の管理”と“動物実験の管理”を明確に区別して扱う。

動物福祉の概念：適正な飼育。実験中の苦痛排除。実験後の適正な処分。

一般条項：第 40 条 動物処分（と殺）時の苦痛排除

実験動物条項：第 41 条 ①実験動物の代替法の検討

3.R ②実験動物の使用数の減少

③実験中の苦痛排除と使用後の速やかな安楽死

このうち、③は法律の遵守事項

①と②は研究者による努力義務であり、これらを実施するために各施設は自主規制を行う必要がある（日本は、これらを法律で定めない例外的な国）。

5 年後には法律の見直しが予定されているため、自主規制（各機関内規定）の厳格な実施が必須。

環境省「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」平成 18 年 4 月

法律を具体化したもの。ただし、あくまで“実験動物の管理”という観点でまとめられている。また、これら法律及び基準は、動物の生体の扱いに関するものであり、死体あるいは動物実験の結果採取された生体の一部については規制しない。

文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」平成 18 年 6 月

（厚生労働省「厚生労働省における動物実験等の実施に関する基本指針」同時期）

（日本学術会議「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」平成 18 年 6 月）

環境省の法律及び基準を元に、“動物実験の管理”という観点でまとめられた指針。以下

は、文部科学省のものをもとにまとめた。

<第1 定義>

- ・実験動物：哺乳類、鳥類、爬虫類を指す。両生類と魚類は対象外であるが順ずるものとする。
- ・関連する者：管理者（統括）、実験動物管理者、飼養者／動物の飼育、施設の管理を行う
動物実験責任者（統括）、動物実験実施者／動物実験を行うもの
動物実験委員会
機関の長

<第2 機関の長の責務>

- ・実験の実施における最終的な責任を有する。（機関の長は、責任の委譲はできないが、その権限を校内の部局長等に委譲してもよい。これらの手続きについては、内部規則等に明文化すること。）
- ・機関内規定の策定：現在の指針及び委員会規則を改定。
- ・動物実験計画の承認：実験の前に必ず承認する（委員会に実質的権限を委譲してもよい？）。
- ・実験の実施結果の把握：事後報告を受ける。年に1回等。

<第3 動物実験委員会>

- ・設置は、機関の長が行う。
- ・役割：動物実験計画の審査とその結果の長への報告、実施報告に対する助言
- ・構成：必ず以下の3者を含むこと。
動物実験等に関して優れた識見を有する者
実験動物に関して優れた識見を有する者
その他の識見を有する者

<第4 動物実験等の実施>

- ・科学的合理性の確保：代替法の利用、動物の選択、苦痛の軽減
- ・施設・設備：数値的基準は設けないが、国際的に認められている基準を参考にすること。
- ・安全管理：周囲を含めた人への配慮、動物への配慮、遺伝子組み換えへの配慮

<第5 飼養と保管>

- ・動物愛護法に順ずること。

<第6 その他>

- ・教育訓練の実施とその記録の保管
- ・基本指針への適合性に関する自己点検・評価とその検証。毎年行うこと。
（できれば学外者による検証：外部評価や大学の認証評価等を利用して可）
- ・情報公開：年報、ホームページによる公開、これにより文部科学省への報告に替える。
実験計画書の動物数はおよそで可。施設の配置については公開しない。

その他の事項

・ 学生実験における動物実験は、動物実験に含まれる。

・ ” 実験動物の管理 ” の流れ

1. 飼養者は管理者兼実験動物管理者に、施設及び飼育の状況を報告
2. 管理者兼実験動物管理者は、その情報を機関長に報告
3. 機関長は、管理者兼実験動物管理者に対して必要に応じて改善命令

・ ” 動物実験の管理 ” の流れ

1. 動物実験責任者兼動物実験実施者から、実験計画書（兼中止申請書）を機関長に提出
2. 機関長は委員会に計画書の審査を諮問
3. 委員会は機関長に審査結果を報告
4. 機関長は動物実験責任者兼動物実験実施者に実験を承認
5. 動物実験責任者兼動物実験実施者から、実験実施報告書を機関長に提出
6. 機関長は委員会に報告書の審査を諮問
7. 委員会は機関長に改善勧告を助言
8. 機関長は動物実験責任者兼動物実験実施者に改善を勧告

国立大学法人動物実験施設協議会「機関内規定の策定について」

機関内規定（規則）については、同協議会が雛形を示すので、およそそれを準用すれば、上記の法律及び基準を満たした規則の作成が可能となる。

遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

遺伝子組み換えについては、平成 16 年に指針から法律に移行したが、その後も多くの違反が見つかり、今のところ厳重注意としているが、注意すること。

- ・ 指針では、大臣承認実験（封じ込めレベルが一覧にないもの）の ” 感染性 ” とは人に対するこのであったが、法律では動物に対する感染性も含むので、大臣承認を怠らないこと。
- ・ 遺伝子組み換え生物の移譲にあたり、その情報の提供を怠らないこと。
- ・ 封じ込めの分類は変更されているので、常に最新の分類に注意すること。微生物 P1～P3、植物 P1P～P3P、動物 P1A～P3A など。

4. 論文等への表記

上位の基準

動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）

Guidelines for Proper Conduct of Animal Experiment (Science Council of Japan)

機関別基準

沼津工業高等専門学校における動物実験に関する指針

The Guide for the Animal Experiments in Numazu National College of Technology